現行

改正後

(認定申請書及び添付図書)

- 第3条の2 今第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 法第43条第2項第1号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第2項に規定する承諾書及び別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 3 法第44条第1項第3号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項 から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5、第68条の5の6又は第86条 の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第 1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の 項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、 省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 6 法第68条第5項又は第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする 者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、 それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出し なければならない。
- 7 令第137条の12第6項若しくは第7項又は第137条の16第2号の規定により 認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の 正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及 び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。
- 9 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 10 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 11 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様

(認定申請書及び添付図書)

- 第3条の2 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 法第43条第2項第1号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第2項に規定する承諾書及び別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 3 法第44条第1項第3号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項 から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5、第68条の5の6又は第86条 の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第 1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の 項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、 省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞ れ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなけれ ばならない。
- 6 法第68条第5項又は第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、 それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 7 令<u>第137条の12第11項</u>若しくは<u>第12項</u>又は第137条の16第2号の規定により 認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の 正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及 び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。
- 9 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記 第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の3 の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出し なければならない。
- 10 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 11 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様

式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項 に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する 評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

手数料の名称

手数料の額

## 別表第3(第6条関係)

	争務	于剱科の名か	于剱科	rUJ領
1	法第7条の6第1項第1号若しく は第2号又は第18条第38項第1号若 しくは第2号(これらの規定を法第87 条の4又は第88条第1項若しくは第	検査済証の交 付を受ける前 における建築 物等の仮使用	1件につき	128,520円
4	の規定による仮使用の認定の申請に 対する審査	認定申請手数 料 道の位置の指	1 件につき	52 550III
1	る審査	定申請手数料		
1	の3 法第43条第2項第1号の規定 こよる建築の認定の申請に対する審 査	建築物の敷地 と道路との関 係の建築認定 申請手数料	1件につき	28,910円
	る建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地 と道路との関 係の建築許可 申請手数料	1件につき	35, 340円
	法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の 道路内におけ る建築許可申 請手数料	1件につき	
4		道路内におけ る建築認定申 請手数料	1件につき	, , , ,
5	法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等 の道路内にお ける建築許可 申請手数料	1 件につき	
6	築の許可の申請に対する審査	壁面線外にお ける建築許可 申請手数料	1件につき	171, 360円
宣言	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第6項ただし書、第6項ただし書、第6項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第1項ただし書、第13項ただし書、第13項ただし書、第13項	おける建築等 許可申請手数 料		

式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項 に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する 評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

## 別表第3(第6条関係)

事務	手数料の名称	手数料	·の額
は第2号又は第18条第38項第1号若 しくは第2号(これらの規定を法第87	検査済証の交 付を受ける前 における建築	1件につき	
2項において準用する場合を含む。)	物等の仮使用 認定申請手数 料		
1の2 法第42条第1項第5号の規定	道の位置の指 定申請手数料	1件につき	53, 550円
による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地 と道路との関 係の建築認定 申請手数料	1件につき	28,910円
る建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地 と道路との関 係の建築許可 申請手数料	1件につき	35, 340円
る建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の 道路内におけ る建築許可申 請手数料	1件につき	35, 340円
る建築の認定の申請に対する審査	道路内におけ る建築認定申 請手数料	1件につき	28,910円
る建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等 の道路内にお ける建築許可 申請手数料	1件につき	171,360円
築の許可の申請に対する審査	壁面線外にお ける建築許可 申請手数料	1件につき	171,360円
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第6項ただし書、第6項ただし書、第6項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13	おける建築等 許可申請手数 料		

項ただし書又は第14項ただし書(これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可の申請に対する審査				項ただし書又は第14項ただし書(これ らの規定を法第87条第2項若しくは 第3項又は第88条第2項において準 用する場合を含む。)の規定による建 築等の許可の申請に対する審査
(1) (2) 及び(3) に掲げる場合以外の場合		1件につき	192, 780円	(1) (2) 及び(3) に掲げる場合以外の 1件につき 192,780円 場合
(2) 法第48条第16項第1号の規定に よる特例許可を受けた建築物の増 築等をする場合		1件につき	128, 520円	(2) 法第48条第16項第1号の規定に よる特例許可を受けた建築物の増 築等をする場合
(3) 法第48条第16項第2号の規定に よる日常生活に必要な政令で定め る建築物に、住居の環境の悪化を防 止するための国土交通省令で定め る措置を講じる場合		1 件につき	171, 360円	(3) 法第48条第16項第2号の規定に よる日常生活に必要な政令で定め る建築物に、住居の環境の悪化を防 止するための国土交通省令で定め る措置を講じる場合
8 法第51条ただし書(法第87条第2項 若しくは第3項又は第88条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定 による特殊建築物等の敷地の位置の 許可の申請に対する審査	敷地許可申請 手数料	1 件につき	171, 360円	8 法第51条ただし書(法第87条第2項特殊建築物等 1件につき 171,360円 若しくは第3項又は第88条第2項に 敷地許可申請 おいて準用する場合を含む。)の規定手数料 による特殊建築物等の敷地の位置の 許可の申請に対する審査
	容積率の認定 申請手数料	1件につき	28,910円	9 法第52条第6項第3号の規定によ 容積率の認定 1件につき 28,910円 る容積率に関する認定の申請に対す 申請手数料 る審査
9の2 法第52条第10項、第11項又は第 14項の規定による容積率に関する特 例の許可の申請に対する審査	容積率の特例 許可申請手数 料	1件につき	171,360円	9の2 法第52条第10項、第11項又は第容積率の特例 1件につき 171,360円 14項の規定による容積率に関する特 許可申請手数 例の許可の申請に対する審査 料
	建蔽率の特例 許可申請手数 料	1件につき	171,360円	9の3 法第53条第4項又は第5項の 建蔽率の特例 1件につき 171,360円 規定による建蔽率に関する特例の許 許可申請手数 可の申請に対する審査 料
る建蔽率に関する制限の適用除外に 係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽 率に関する制 限の適用除外 に係る許可申 請手数料	1 件につき	35, 340円	10   法第53条第6項第3号の規定により   建築物の建蔽   1件につき   35,340円   る建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査   に係る許可申   請手数料
4号の規定による建築物の敷地面積 の許可の申請に対する審査	建築物の敷地 面積の許可申 請手数料	1件につき	171, 360円	11 法第53条の2第1項第3号又は第   建築物の敷地   1件につき 171,360円 4号の規定による建築物の敷地面積   面積の許可申 の許可の申請に対する審査   請手数料
物の高さに関する特例の認定の申請 に対する審査	建築物の高さ の特例認定申 請手数料	1件につき	28,910円	12 法第55条第2項の規定による建築   建築物の高さ   1 件につき 28,910円   物の高さに関する特例の認定の申請 の特例認定申 に対する審査   請手数料
規定による建築物の高さの許可の申	建築物の高さ の許可申請手 数料	1件につき	171, 360円	13 法第55条第3項又は第4項各号の   建築物の高さ   1 件につき   171,360円   規定による建築物の高さの許可の申   の許可申請手   請に対する審査   数料

定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	築物の高さの 特例許可申請 手数料	1件につき	171, 360円	定による建築物の高さの許可の申請 築物の高さの に対する審査 特例許可申請 手数料
15 法第57条第1項の規定による建築 物の高さに関する制限の適用除外に 係る認定の申請に対する審査	高架の工作物 内に設ける建 物の高制限の高制限 適用除外に係 る認定申請 数料	1 件につき	28, 910円	15 法第57条第1項の規定による建築 高架の工作物 1件につき 28,910円 物の高さに関する制限の適用除外に 内に設ける建
15の2 法第57条の2第1項の規定に よる特例容積率の限度の指定の申請 に対する審査 (1) 敷地の数が2である場合 (2) 敷地の数が3以上である場合	特例容積率適 用地区における特例容積率 の限度の指定 申請手数料		83,530円 83,530円に 2を超えるに 敷地の数に 29,980円を 乗じて得た 額を加算し た額	15の2 法第57条の2第1項の規定に   よる特例容積率の限度の指定の申請   に対する審査   (1) 敷地の数が2である場合   (2) 敷地の数が3以上である場合   中請手数料   1件につき 83,530円に   2を超える   敷地の数に   29,980円を   乗じて得た   額を加算し   た額
15の3 法第57条の3第1項の規定に よる特例容積率の限度の指定の取消 しの申請に対する審査	特例容積率適 用地区にお積率 の限度の指 の取消し申請 手数料	1件につき	6,840円に 現に存する 鬼地の数に 12,850円を 乗じて得た 額を加算 た額	15の3 法第57条の3第1項の規定に 特例容積率適 は 1件につき 6,840円に よる特例容積率の限度の指定の取消 日地区におけ しの申請に対する審査 お特例容積率 の限度の指定 の取消し申請 乗じて得た 類を加算し た額
15の4 法第57条の4第1項の規定に よる建築物の高さの特例の許可の申 請に対する審査	特例容積率適 用地区におけ る建築物の高 さの特例許可 申請手数料	1件につき	171, 360円	15の4 法第57条の4第1項の規定に 特例容積率適   1件につき 171,360円   よる建築物の高さの特例の許可の申   用地区におけ   清に対する審査   さの特例許可   申請手数料
16 法第58条第2項の規定による建築 物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	1件につき	171, 360円	16 法第58条第2項の規定による建築   高度地区にお   1 件につき 171,360円 物の高さの許可の申請に対する審査   ける建築物の 高さの許可申   請手数料
17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積 又は壁面の位置に関する特例の許可 の申請に対する審査	高度利用地区 ないなける建築 物の容積率、建 一般率、建築面積 では でを でを でを で で で で で で で で で で で で で で		171, 360円	17   法第59条第1項第3号の規定によ   高度利用地区   1件につき   171,360円   3建築物の容積率、建廠率、建築面積における建築   又は壁面の位置に関する特例の許可   物の容積率、建   厳率、建築面積   又は壁面の位   置の特例許可   申請手数料
17の2 法第59条第4項の規定による   建築物の各部分の高さの許可の申請		1 件につき	171, 360円	17の2 法第59条第4項の規定による   高度利用地区   1 件につき   171,360円   建築物の各部分の高さの許可の申請   における建築

に対する審査	物の各部分の		に対する審査	物の各部分の	
	高さの許可申			高さの許可申	
	請手数料			請手数料	
18 法第59条の2第1項の規定による		つき 171,360円	18 法第59条の2第1項の規定による		につき 171,360円
建築物の容積率又は各部分の高さに	空地を有する		建築物の容積率又は各部分の高さに	空地を有する	
関する特例の許可の申請に対する審			関する特例の許可の申請に対する審	建築物の容積	
査	率又は各部分 の高さの特例		査	率又は各部分 の高さの特例	
	許可申請手数			許可申請手数	
	料料			料料	
18の2 法第67条第3項第2号の規定		つき 171,360円	18の2 法第67条第3項第2号の規定		につき 171,360円
による建築物の敷地面積の最低限度			による建築物の敷地面積の最低限度	整備地区にお	
スは同条第5項第2号の規定による 建築物の第五の位置に関する特別の	ける建築物の		又は同条第5項第2号の規定による	ける建築物の	
<ul><li>■ 建築物の壁面の位置に関する特例の 許可の申請に対する審査</li></ul>	敷地面積の最 低限度又は建		建築物の壁面の位置に関する特例の 許可の申請に対する審査	敷地面積の最 低限度又は建	
	築物の壁面の		同門の中間に対する番重	築物の壁面の	
	位置に関する			位置に関する	
	特例の許可申			特例の許可申	
1000 White of the tele of the of the office	請手数料	, 151 000 H	LODO VIL ME OF M. MACO TO ME OF THE	請手数料	) -
│ 18の3 法第67条第9項第2号の規定 │ による建築物の間口率及び高さに関	特定防災街区 1 件に 整備地区にお	つき 171,360円	18の3 法第67条第9項第2号の規定   による建築物の間口率及び高さに関	特定防災街区 1 件 ル 整備地区にお	につき 171,360円
による建築物の間日季及い高さに関   する制限の適用除外に関する許可の	世間地区における建築物の		する制限の適用除外に関する許可の	世間地区における建築物の	
申請に対する審査	間口率及び高		申請に対する審査	間口率及び高	
	さに関する制			さに関する制	
	限の適用除外			限の適用除外	
	に係る許可申 請手数料			に係る許可申 請手数料	
   18の4 法第68条第1項第2号の規定		つき 171,360円	18の4 法第68条第1項第2号の規定		につき 171,360円
による建築物の高さ、同条第2項第		JC 111, 000 <sub>1</sub> 1	による建築物の高さ、同条第2項第2		111,000 1
号の規定による建築物の壁面の位置	高さ、壁面の位		号の規定による建築物の壁面の位置		
│ 又は同条第3項第2号の規定による	置又は敷地面		又は同条第3項第2号の規定による	置又は敷地面	
建築物の敷地面積に関する特例の許可の内隷に対する家本			建築物の敷地面積に関する特例の許	積に関する特別の許可力誌	
可の申請に対する審査	例の許可申請 手数料		可の申請に対する審査	例の許可申請 手数料	
18の5 法第68条第5項の規定による		つき 28,910円	18の5 法第68条第5項の規定による		につき 28,910円
建築物の各部分の高さに関する制限	ける建築物の	20,010,1	建築物の各部分の高さに関する制限	ける建築物の	20,010,1
の適用除外に係る認定の申請に対す			の適用除外に係る認定の申請に対す	各部分の高さ	
る審査	に関する制限		る審査	に関する制限	
	の適用除外に 係る認定申請			の適用除外に 係る認定申請	
	保 つ 総 足 中 崩 手 数 料			   手数料	
19 法第68条の3第1項の規定による		つき 28,910円	19 法第68条の3第1項の規定による		につき 28,910円
容積率、同条第2項の規定による建	蔽区又は沿道再	,,	容積率、同条第2項の規定による建稿	図区又は沿道再	2 20,02013
率又は同条第3項の規定による建築	開発等促進区		率又は同条第3項の規定による建築	開発等促進区	
物の高さに関する制限の適用除外に			物の高さに関する制限の適用除外に	の区域におけるな様素	
係る認定の申請に対する審査	る容積率、建蔽 率又は建築物		係る認定の申請に対する審査	る容積率、建蔽 率又は建築物	
	一下人は生条物			干人は生余初	

	の立とに即よ	T		「の古と)を聞み
	の高さに関す る制限の適用			の高さに関す
	除外に係る認			
	定申請手数料			定申請手数料
20 法第68条の3第4項の規定による	再開発等促進	1件につき	171, 360円	20 法第68条の3第4項の規定による 再開発等促進 1件につき 171,360円
建築物の各部分の高さの許可の申請	区又は沿道再	1 作にづる	171, 300	建築物の各部分の高さの許可の申請 区又は沿道再
に対する審査 に対する審査	四人は旧旦世			に対する審査 開発等促進区
に対する毎旦	開発等促進区 の区域におけ			に対する番重   開発等促進区   の区域におけ
	る建築物の各			る建築物の各
	部分の高さの			部分の高さの
	許可申請手数			許可申請手数
	料			料
20の2 法第68条の3第7項の規定に	開発整備促進	1件につき	28,910円	20の2 法第68条の3第7項の規定に 開発整備促進 1件につき 28,910円
よる建築物の用途に関する制限の適	区における用	11110 > 0	20,010,1	よる建築物の用途に関する制限の適区における用
用除外に係る認定の申請に対する審	途に関する制			用除外に係る認定の申請に対する審 途に関する制
· 查	限の適用除外			査 限の適用除外
	に係る認定申			に係る認定申
	請手数料			請手数料
21 法第68条の4第1項の規定による	地区計画等の	1 件につき	28,910円	21 法第68条の4第1項の規定による 地区計画等の 1件につき 28,910円
容積率に関する制限の適用除外に係	区域における		,	容積率に関する制限の適用除外に係   区域における
る認定の申請に対する審査	公共施設の整			る認定の申請に対する審査   公共施設の整
	備状況に応じ			
	た容積率に関			
	する制限の適			する制限の適
	用除外に係る			用除外に係る
	認定申請手数			認定申請手数
N. 12. E. 12. I.	料			料
22 法第68条の5の3第2項の規定に	地区計画又は	1 件につき	171,360円	22 法第68条の5の3第2項の規定に 地区計画又は 1件につき 171,360円
よる建築物の各部分の高さの許可の	沿道地区計画			よる建築物の各部分の高さの許可の沿道地区計画
申請に対する審査	の区域におけ			申請に対する審査の区域におけるながあった。
	る建築物の各			る建築物の各
	部分の高さの			部分の高さの
	許可申請手数			許可申請手数
23 法第68条の5の5第1項の規定に	地区計画等の	1件につき	28,910円	23 法第68条の5の5第1項の規定に   地区計画等の   1 件につき 28,910円
よる容積率又は同条第2項の規定に	地区計画寺の 区域における	1 件につき	20, 910円	23 法第68条の5の5第1項の規定に   地区計画等の   1 件につき 28,910円   よる容積率又は同条第2項の規定に   区域における
よる高さの特例に係る認定の申請に	区域における 容積率又は高			よる高さの特例に係る認定の申請に 容積率又は高
対する審査	さの特例に係			よる向きの特例に係る認定の中間に   谷積率又は向       対する審査         さの特例に係
がりの供担	る認定申請手			る認定申請手
	数料			数料
24 法第68条の5の6第1項の規定に	地区計画等の	1件につき	28,910円	24 法第68条の5の6第1項の規定に 地区計画等の 1件につき 28,910円
よる建蔽率の特例に係る認定の申請	区域における		20,010,1	よる建蔽率の特例に係る認定の申請区域における
に対する審査	建蔽率の特例			に対する審査 建蔽率の特例
, ,,, , , , , , , , , , , , , , , , ,	に係る認定申			に係る認定申
	請手数料			請手数料
25 法第68条の7第5項の規定による		1件につき	171, 360円	
建築物の容積率に関する特例の許可	る建築物の容		, , 4	建築物の容積率に関する特例の許可   る建築物の容
	予定道路に係る建築物の容	1 件につき	171, 360円	

の申請に対する審査	積率の特例許 可申請手数料		積率の特例許
26 法第85条第6項の規定による仮設 建築物の建築の許可の申請に対する 審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	仮設建築物建 築許可申請手 数料(存続期間 1年以内) 1件につき 64 1件につき 128	26 法第85条第6項の規定による仮設 建築物の建築の許可の申請に対する 審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 3,520円 (2) その他の場合	仮設建築物建 築許可申請手 数料(存続期間 1年以内) 1件につき 64,260円 1件につき 128,520円
26の 2 法第85条第7項の規定による 仮設建築物の建築の許可の申請に対 する審査	築許可申請手 数料(存続期間 1年超)	仮設建築物の建築の許可の申請に対 する審査	仮設建築物建 1 件につき 171,360円 築許可申請手 数料(存続期間 1 年超)
27 法第86条第1項の規定による1又 は2以上の建築物に関する特例の認 定の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場	総合的設計等 による一団地 の建築物の特 例認定申請手 1件につき 83	は2以上の建築物に関する特例の認 定の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場	総合的設計等 による一団地 の建築物の特 例認定申請手 1 件につき 83,530円
合 (2) 建築物の数が3以上である場合	2 を 建築 に29, を乗	30円に (2) 建築物の数が3以上である場合 超える 物の数 980円 じて得 を加算 額	数料 1 件につき 83,530円に 2 を超える 建築物の数 に29,980円 を乗じて得 た額を加算 した額
28 法第86条第2項の規定による複数 建築物に関する特例の認定の申請に 対する審査 (1) 建築物(既存建築物を除く。以 下この項において同じ。)の数が1 である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	例認定申請手 数料 1件につき 83,53 1を利	建築物に関する特例の認定の申請に 対する審査 (1) 建築物(既存建築物を除く。以 下この項において同じ。)の数が1 である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合 超える	例認定申請手 数料 1件につき 83,530円に 1 を超える
	に29, を乗 た額 したれ		建築物の数 に29,980円 を乗じて得 た額を加算 した額
28の2 法第86条第3項の規定による 1又は2以上の建築物に関する特例 の許可の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	の建築物の特 例許可申請手 数料 に2: る建 数に2	1 又は2以上の建築物に関する特例 の許可の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1 又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	の建築物の特

	得た額を加し		得た額を加し
	算した額	No letter to the late of the l	算した額
28の3 法第86条第4項の規定による 既存建築物を 複数建築物に関する特例の許可の申 前提とした総 請に対する審査 (1) 建築物(既存建築物を除く。以る建築物の特 下この項において同じ。)の数が1例許可申請手 である場合 数料	1件につき 235,620円	28の3 法第86条第4項の規定による 複数建築物に関する特例の許可の申 請に対する審査 (1) 建築物(既存建築物を除く。以 下この項において同じ。)の数が1 である場合	1件につき 235,620円
(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 235,620円 に1を超え る建築物の 数に29,980 円を乗じて 得た額を加 算した額	(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 235,620円 に1を超え る建築物の 数に29,980 円を乗じて 得た額を加 算した額
29 法第86条の2第1項の規定による 一敷地内認定一敷地内認定建築物以外の建築物の 建築物以外の建築の認定の申請に対する審査 建築物の建築 (1) 建築物 (一敷地内認定建築物を認定申請手数 除く。以下この項において同じ。) 料の数が1である場合	1件につき 83,530円	29 法第86条の2第1項の規定による 一敷地内認定 一敷地内認定建築物以外の建築物の 建築物以外の 建築物以外の 建築物の建築 (1) 建築物 (一敷地内認定建築物を 認定申請手数 除く。以下この項において同じ。) 料 の数が1である場合	1件につき 83,530円
(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 83,530円に 1を超える 建築物の数 に29,980円 を乗じて得 た額を加算 した額	(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 83,530円に 1を超える 建築物の数 に29,980円 を乗じて得 た額を加算 した額
29の2 法第86条の2第2項の規定に 一敷地内認定 よる一敷地内認定建築物以外の建築 建築物以外の 物に関する特例の許可の申請に対す 建築物の特例 る審査 許可申請手数		29の2 法第86条の2第2項の規定に 一敷地内認定 よる一敷地内認定建築物以外の建築 建築物以外の 物に関する特例の許可の申請に対す 建築物の特例 る審査 許可申請手数	
(1) 建築物(一敷地内認定建築物を料 除く。以下この項において同じ。) の数が1である場合	1件につき 235,620円	(1) 建築物(一敷地内認定建築物を料 除く。以下この項において同じ。) の数が1である場合	1件につき 235,620円
(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 235,620円 に1を超え る建築物の 数に29,980 円を乗じて 得た額を加 算した額	(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 235,620円 に1を超え る建築物の 数に29,980 円を乗じて 得た額を加 算した額
29の3 法第86条の2第3項の規定に 一敷地内許可よる一敷地内許可建築物以外の建築 建築物以外の 物の建築の許可の申請に対する審査 建築物の建築 (1) 建築物 (一敷地内許可建築物を許可申請手数 除く。以下この項において同じ。) 料	1 件につき 235,620円	29の3 法第86条の2第3項の規定に 一敷地内許可よる一敷地内許可建築物以外の建築 建築物以外の建築の許可の申請に対する審査 建築物の建築 (1) 建築物 (一敷地内許可建築物を許可申請手数 除く。以下この項において同じ。) 料	1 件につき 235,620円

の数が1である場合		の数が1である場合	
(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 235,620円	(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 235,620円
	に 1 を超え る建築物の		に1を超え   る建築物の
	数に29,980 円を乗じて		数に29,980 円を乗じて
	得た額を加		得た額を加し
   30 法第86条の5第1項の規定による   一の敷地と	算した額み 1件につき 6,840円に		第した額
一の敷地とみなすこと等の認定又は なすこと等 許可の取消しの申請に対する審査 認定又は許	の 現に存する	一の敷地とみなすこと等の認定又は  な	はすこと等の現に存する認定又は許可建築物の数
の取消し申	請 に12,850円	$\sigma$	つ取消し申請 に12,850円
手数料	を乗じて得 た額を加算		F数料 を乗じて得   た額を加算
21	した額	01 计第00条页6 第 9 項の相索による	した額
31 法第86条の6第2項の規定による   一団地の住   建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退施設に関す	る	建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退施	<b>施設に関する</b>
│ 距離又は高さに関する制限の適用除 都市計画に 外に係る認定の申請に対する審査 づく建築物			部市計画に基
	蔽		学積率、建蔽
	を返		容、外壁の後退 E離又は高さ
に関する制     の適用除外	限   に		に関する制限 D適用除外に
			系る認定申請
31の2 法第86条の8第1項の規定に 既存の一の		31の2 法第86条の8第1項の規定に 関	死存の一の建
よる既存の一の建築物について2以 築物につい 上の工事に分けて工事を行う場合の 2以上のエ			<ul><li>終物について</li><li>2以上の工事</li></ul>
││ 制限の緩和に係る認定の申請に対す  に分けてエ	事	制限の緩和に係る認定の申請に対す に	- ( - () - () - () - () - () - () - () -
(1) 当該申請に係る床面積が30平方 制限の緩和	に	(1) 当該申請に係る床面積が30平方	削限の緩和に
│ メートル以内のもの 係る認定申 │ ア イ及びウに掲げる場合以外の 手数料	請   - 1 件につき 9,840円		系る認定申請
場合		場合	
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適	1 件につき 19,680円	イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適	1 件につき 19,680円
合性審査を必要とする場合	1件につき 17,000円	合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき 17,000円
第1項第4号イに規定する基準	11年にフさ 17,000円	第1項第4号イに規定する基準	1件につき 17,000円
への適合性審査を必要とする場     合		への適合性審査を必要とする場	
(2) 当該申請に係る床面積が30平方		(2) 当該申請に係る床面積が30平方	
メートルを超え、100平方メートル    以内のもの		メートルを超え、100平方メートル   以内のもの	
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1件につき 32,830円	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1件につき 32,830円
勿口		勿口	

イ 法第20条第1項第1号から第	1 件につき 60,330円	イ 法第20条第1項第1号から第	1 件につき 60,330円
3 号までに規定する基準への適		3 号までに規定する基準への適	
合性審査を必要とする場合		合性審査を必要とする場合	
ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき 54,120円	ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき 54,120円
第1項第4号イに規定する基準		第1項第4号イに規定する基準	
への適合性審査を必要とする場		への適合性審査を必要とする場	
(a) 水类中港区区で大学(100页)		(1) 水井建区区では一番・100页	
(3) 当該申請に係る床面積が100平		(3) 当該申請に係る床面積が100平	
カメートルを超え、200平方メート ル以内のもの		カメートルを超え、200平方メート ル以内のもの	
アーイ及びウに掲げる場合以外の	1 件につき 41,440円	アーイ及びウに掲げる場合以外の	1 件につき 41,440円
場合	1 件に 7 2 41,440円	場合	1 件に 7 2 41,440円
イ 法第20条第1項第1号から第	1 件につき 69,650円	イ 法第20条第1項第1号から第	1 件につき 69,650円
3号までに規定する基準への適	1111(2 2 2 03,00011	3号までに規定する基準への適	11116 28 00,00011
合性審査を必要とする場合		合性審査を必要とする場合	
ウ 木造の建築物に係る法第20条	1件につき 62,600円	ウ 木造の建築物に係る法第20条	1件につき 62,600円
第1項第4号イに規定する基準		第1項第4号イに規定する基準	
への適合性審査を必要とする場		への適合性審査を必要とする場	
合		合	
(4) 当該申請に係る床面積が200平		(4) 当該申請に係る床面積が200平	
方メートルを超え、300平方メート		方メートルを超え、300平方メート	
ル以内のもの	1 // = - × 00 050H	ル以内のもの	1 //
アーイ及びウに掲げる場合以外の	1 件につき 68,950円	アーイ及びウに掲げる場合以外の	1件につき 68,950円
場合	1 1417 0 7 04 000 11	場合	1 件につき 94,090円
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適	1件につき 94,090円	イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適	1 件にうさ 94,090円
合性審査を必要とする場合		合性審査を必要とする場合	
ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき 84,420円	ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき 84,420円
第1項第4号イに規定する基準		第1項第4号イに規定する基準	
への適合性審査を必要とする場		への適合性審査を必要とする場	
合		合	
(5) 当該申請に係る床面積が300平		(5) 当該申請に係る床面積が300平	
方メートルを超え、500平方メート		方メートルを超え、500平方メート	
ル以内のもの		ル以内のもの	
アーイに掲げる場合以外の場合	1件につき 68,950円	アーイに掲げる場合以外の場合	1件につき 68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第	1件につき 94,090円	イ 法第20条第1項第1号から第	1件につき 94,090円
3号までに規定する基準への適		3号までに規定する基準への適	
合性審査を必要とする場合 (g) 光弦中誌に係る中面語が500円	1 4 1 2 0 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	合性審査を必要とする場合 (G) 光弦中書に係る中西書が500平	1 (中) 2 0 2 166 540 11
(6) 当該申請に係る床面積が500平 方メートルを超え、1,000平方メー	1件につき 166,540円	(6) 当該申請に係る床面積が500平 方メートルを超え、1,000平方メー	1 件につき 166,540円
トル以内のもの		トル以内のもの	
(7) 当該申請に係る床面積が1,000	1 件につき 227, 430円	(7) 当該申請に係る床面積が1,000	1 件につき 227,430円
平方メートルを超え、2,000平方メ		平方メートルを超え、2,000平方メ	111(0 > 0 221, 100  1
ートル以内のもの		ートル以内のもの	
(8) 当該申請に係る床面積が2,000	1 件につき 405,930円	(8) 当該申請に係る床面積が2,000	1件につき 405,930円
平方メートルを超え、5,000平方メ		平方メートルを超え、5,000平方メ	

ートル以内のもの (9) 当該申請に係る床面積が5,000	1件につき	541, 350円	ートル以内のもの   (9) 当該申請に係る床面積が5,000	1 件につき	541 250⊞
平方メートルを超え、1万平方メー	11年につる	541, 550□		工作につる	541, 550 □
トル以内のもの			トル以内のもの		
(10) 当該申請に係る床面積が1万	1 件につき	722, 320円		1件につき	722, 320円
平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの			平方メートルを超え、5 万平方メー    トル以内のもの		
(11) 当該申請に係る床面積が5万	1 件につき	1, 162, 740		1 件につき	1, 162, 740
平方メートルを超えるもの	円	,	平方メートルを超えるもの	円	
31の3 法第86条の8第3項の規定に 既存の一の建 よる既存の一の建築物について2以 築物について			31の3 法第86条の8第3項の規定に 既存の一の建 よる既存の一の建築物について2以 築物について		
上の工事に分けて工事を行う場合の 2以上の工事			上の工事に分けて工事を行う場合の 2以上の工事		
制限の緩和に係る認定の変更の申請に分けて工事			制限の緩和に係る認定の変更の申請  に分けて工事		
に対する審査を行う場合の			に対する審査を行う場合の		
(1) 当該申請に係る床面積が30平方制限の緩和にメートル以内のもの 係る認定の変			(1) 当該申請に係る床面積が30平方   メートル以内のもの 係る認定の変		
ア イ及びウに掲げる場合以外の 更申請手数料	1 件につき	9,840円	ア イ及びウに掲げる場合以外の 更申請手数料	1 件につき	9,840円
場合			場合	. 61.5	
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適	1 件につき	19,680円	イ 法第20条第1項第1号から第   3 号までに規定する基準への適	1 件につき	19,680円
合性審査を必要とする場合			日		
ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき	17,000円	ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき	17,000円
第1項第4号イに規定する基準			第1項第4号イに規定する基準		
への適合性審査を必要とする場 合			への適合性審査を必要とする場   合		
(2) 当該申請に係る床面積が30平方			(2) 当該申請に係る床面積が30平方		
メートルを超え、100平方メートル			メートルを超え、100平方メートル		
以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の	1 件につき	32 830⊞	以内のもの	1 件につき	32 830⊞
場合		32, 830	場合	1 件に 20	52, 650 🗇
イ 法第20条第1項第1号から第	1件につき	60,330円		1 件につき	60,330円
3号までに規定する基準への適			3号までに規定する基準への適   会性素本など悪しする基準への適		
合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき	54 120円	合性審査を必要とする場合   ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき	54 120円
第1項第4号イに規定する基準	1111000	01, 120, 1	第1項第4号イに規定する基準	11110 20	01, 120, 1
への適合性審査を必要とする場			への適合性審査を必要とする場		
合 (3) 当該申請に係る床面積が100平			合   (3) 当該申請に係る床面積が100平		
方メートルを超え、200平方メート			方メートルを超え、200平方メート		
ル以内のもの	- May 3		ル以内のもの	- M-1 - 1	
ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合	1 件につき	41, 440円	ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合	1 件につき	41,440円
- プロイン (1) イン (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1 件につき	69,650円		1 件につき	69,650円
3 号までに規定する基準への適		, , ,	3号までに規定する基準への適		
合性審査を必要とする場合	1 4475 0 元	69 600 TI	合性審査を必要とする場合	1件にっち	69 600III
ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき	62,600円	ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき	62,600円

第1項第4号イに規定する基準		第1項第4号イに規定する基準	
への適合性審査を必要とする場		への適合性審査を必要とする場	
		合	
(4) 当該申請に係る床面積が200平		(4) 当該申請に係る床面積が200平	
方メートルを超え、300平方メート		方メートルを超え、300平方メート	
ル以内のもの		ル以内のもの	
アニイ及びウに掲げる場合以外の	1件につき 68,950円	ア イ及びウに掲げる場合以外の	1 件につき 68,950円
場合		場合	
イ 法第20条第1項第1号から第	1 件につき 94,090円	イ 法第20条第1項第1号から第	1 件につき 94,090円
3 号までに規定する基準への適		3号までに規定する基準への適	
合性審査を必要とする場合		合性審査を必要とする場合	
ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき 84,420円	ウ 木造の建築物に係る法第20条	1 件につき 84,420円
第1項第4号イに規定する基準		第1項第4号イに規定する基準	
への適合性審査を必要とする場		への適合性審査を必要とする場	
		台 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	
(5) 当該申請に係る床面積が300平		(5) 当該申請に係る床面積が300平	
方メートルを超え、500平方メート		方メートルを超え、500平方メート	
ル以内のもの	1 // 2 - 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ル以内のもの	1 // 2 - 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
アーイに掲げる場合以外の場合	1件につき 68,950円	アーイに掲げる場合以外の場合	1件につき 68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第	1件につき 94,090円	イ 法第20条第1項第1号から第	1件につき 94,090円
3号までに規定する基準への適		3号までに規定する基準への適	
合性審査を必要とする場合	1/4/7 - 3. 100 540 11	合性審査を必要とする場合	1 /4) 7 - 7 100 540 11
(6) 当該申請に係る床面積が500平	1件につき 166,540円	(6) 当該申請に係る床面積が500平	1件につき 166,540円
方メートルを超え、1,000平方メー		方メートルを超え、1,000平方メー しない内のよの	
トル以内のもの	1 仲にっき 997 490円	トル以内のもの (7) 火装中装に探えた天徒が1,000	1 仲にっき 207 420円
(7) 当該申請に係る床面積が1,000     平方メートルを超え、2,000平方メ	1件につき 227,430円	(7) 当該申請に係る床面積が1,000 平方メートルを超え、2,000平方メ	1 件につき 227,430円
一十万人・トルを超え、2,000千万人  ーートル以内のもの		ートル以内のもの	
(8) 当該申請に係る床面積が2,000	1件につき 405,930円	(8) 当該申請に係る床面積が2,000	1 件につき 405,930円
	1 件に 20 405, 950円	平方メートルを超え、5,000平方メ	1 円に 20 405, 950円
ーートル以内のもの		ートル以内のもの	
(9) 当該申請に係る床面積が5,000	1 件につき 541,350円	(9) 当該申請に係る床面積が5,000	1 件につき 541,350円
平方メートルを超え、1万平方メー	1     (0 ) 0   0   11,000   1	平方メートルを超え、1万平方メー	
トル以内のもの		トル以内のもの	
(10) 当該申請に係る床面積が1万	1 件につき 722,320円	(10) 当該申請に係る床面積が1万	1 件につき 722,320円
平方メートルを超え、5万平方メー		平方メートルを超え、5万平方メー	
トル以内のもの		トル以内のもの	
(11) 当該申請に係る床面積が5万	1件につき 1,162,740	(11) 当該申請に係る床面積が5万	1 件につき 1,162,740
平方メートルを超えるもの マカメートルを超えるもの	円 / / / / /	平方メートルを超えるもの アカストルを超えるもの	円
31の4 法第87条の2第1項の規定に 既存の一の建		31の4 法第87条の2第1項の規定に 既存の一の建	
よる既存の一の建築物について2以 築物について		■ よる既存の一の建築物について2以 築物について	
上の工事に分けて用途の変更に伴う 2以上の工事		上の工事に分けて用途の変更に伴う   2以上の工事	
工事を行う場合の制限の緩和に係る に分けて用途		工事を行う場合の制限の緩和に係る に分けて用途	
認定の申請に対する審査 の変更に伴う		認定の申請に対する審査 の変更に伴う	
(1) 当該申請に係る床面積が30平方 工事を行う場		(1) 当該申請に係る床面積が30平方工事を行う場	
メートル以内のもの 合の制限の緩		メートル以内のもの合の制限の緩	

ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合	和に係る認定 申請手数料	1件につき	9,840円	ア イ及びウに掲げる場合以外の 和に係る認定 1 件につき 9,840円 場合 申請手数料
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	11. uH J 38.44	1件につき	19,680円	イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 1件につき 19,680円
ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場		1件につき	17,000円	ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場
(2) 当該申請に係る床面積が30平方 メートルを超え、100平方メートル 以内のもの				(2) 当該申請に係る床面積が30平方 メートルを超え、100平方メートル 以内のもの
ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合		1件につき	32,830円	ア イ及びウに掲げる場合以外の 1 件につき 32,830円 場合
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合		1件につき	60,330円	イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合
ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場		1件につき	54, 120円	ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場
(3) 当該申請に係る床面積が100平 方メートルを超え、200平方メート ル以内のもの				(3) 当該申請に係る床面積が100平 方メートルを超え、200平方メート ル以内のもの
ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合		1件につき	41,440円	ア イ及びウに掲げる場合以外の 1 件につき 41,440円 場合
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合		1件につき	69,650円	イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合
ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場		1件につき	62,600円	ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場
(4) 当該申請に係る床面積が200平 方メートルを超え、300平方メート ル以内のもの				(4) 当該申請に係る床面積が200平 方メートルを超え、300平方メート ル以内のもの
ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合		1件につき	68,950円	ア イ及びウに掲げる場合以外の 1 件につき 68,950円 場合
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合		1件につき	94,090円	イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合
ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場		1件につき	84, 420円	ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場
(5) 当該申請に係る床面積が300平				(5) 当該申請に係る床面積が300平

	•	T			
方メートルを超え、500平方メート			方メートルを超え、500平方メート		
ル以内のもの			ル以内のもの		
アーイに掲げる場合以外の場合	1件につき		アイに掲げる場合以外の場合	1件につき	
イ 法第20条第1項第1号から第	1 件につき	94, 090円	イ 法第20条第1項第1号から第	1 件につき	94, 090円
3 号までに規定する基準への適			3号までに規定する基準への適		
合性審査を必要とする場合			合性審査を必要とする場合		
(6) 当該申請に係る床面積が500平	1 件につき	166,540円	(6) 当該申請に係る床面積が500平	1 件につき	166, 540円
方メートルを超え、1,000平方メー			方メートルを超え、1,000平方メー		
トル以内のもの			トル以内のもの		
(7) 当該申請に係る床面積が1,000	1 件につき	227, 430円	(7) 当該申請に係る床面積が1,000	1 件につき	227, 430円
平方メートルを超え、2,000平方メ			平方メートルを超え、2,000平方メ		
ートル以内のもの		_	ートル以内のもの		
(8) 当該申請に係る床面積が2,000	1 件につき	405,930円	(8) 当該申請に係る床面積が2,000	1 件につき	405, 930円
平方メートルを超え、5,000平方メ			平方メートルを超え、5,000平方メ		
ートル以内のもの	. 61.5		ートル以内のもの		
(9) 当該申請に係る床面積が5,000	1 件につき	541,350円	(9) 当該申請に係る床面積が5,000	1 件につき	541, 350円
平方メートルを超え、1万平方メー			平方メートルを超え、1万平方メー		
トル以内のもの			トル以内のもの		
(10) 当該申請に係る床面積が1万	1 件につき	722, 320円	(10) 当該申請に係る床面積が1万	1 件につき	722, 320円
平方メートルを超え、5万平方メー			平方メートルを超え、5万平方メー		
トル以内のもの			トル以内のもの		
(11) 当該申請に係る床面積が5万	1件につき	1, 162, 740	(11) 当該申請に係る床面積が5万	1 件につき	1, 162, 740
平方メートルを超えるもの	円		平方メートルを超えるもの	円	
31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建	円		31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建	円	
31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建 準用する法第86条の8第3項の規定 築物について	<u>H</u>		31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建 準用する法第86条の8第3項の規定 築物について	円	
31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建 準用する法第86条の8第3項の規定 築物について による既存の一の建築物について2 2以上の工事	<u> </u>		31の5 法第87条の2第2項において   既存の一の建   準用する法第86条の8第3項の規定   築物について   による既存の一の建築物について2   2以上の工事	円 	
31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建 準用する法第86条の8第3項の規定 築物について による既存の一の建築物について2 2以上の工事 以上の工事に分けて用途の変更に伴 に分けて用途	H		31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建 準用する法第86条の8第3項の規定 築物について による既存の一の建築物について2 2以上の工事 以上の工事に分けて用途の変更に伴 に分けて用途	円 I	
31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建 準用する法第86条の8第3項の規定 築物について による既存の一の建築物について2 2以上の工事 以上の工事に分けて用途の変更に伴 に分けて用途 う工事を行う場合の制限の緩和に係 の変更に伴う	H		31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建準用する法第86条の8第3項の規定 築物についてによる既存の一の建築物について2 2以上の工事以上の工事に分けて用途の変更に伴に分けて用途 う工事を行う場合の制限の緩和に係 の変更に伴う	円	
31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建準用する法第86条の8第3項の規定 築物についてによる既存の一の建築物について2 2以上の工事に分けて用途の変更に伴に分けて用途 う工事を行う場合の制限の緩和に係 の変更に伴うる認定の変更の申請に対する審査 工事を行う場	H		31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建準用する法第86条の8第3項の規定 築物についてによる既存の一の建築物について2 2以上の工事に分けて用途の変更に伴に分けて用途う工事を行う場合の制限の緩和に係の変更に伴うる認定の変更の申請に対する審査 工事を行う場	円	
31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建準用する法第86条の8第3項の規定 築物についてによる既存の一の建築物について2 2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 合の制限の緩	H		31の5 法第87条の2第2項において 既存の一の建準用する法第86条の8第3項の規定 築物についてによる既存の一の建築物について2 2以上の工事に分けて用途の変更に伴に分けて用途 5工事を行う場合の制限の緩和に係 の変更に伴うる認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方合の制限の緩	円	
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの	1 1/1/2 0 学	0.940	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの	1 (生) でのま	0.940Ш
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の	円 1 件につき	9,840円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の 変更申請手数	円 1 件につき	9,840円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合		, , , ,	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合		
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の場合 場合 イ法第20条第1項第1号から第	円 1件につき 1件につき	, , , ,	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第	円 1件につき 1件につき	
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のものアイ及びウに掲げる場合以外の場合 イ法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適		, , , ,	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適		
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	1件につき	19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	1件につき	19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条		19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条		19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の場合 イ法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準	1件につき	19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合 ウ木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準	1件につき	19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場	1件につき	19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方 メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条	1件につき	19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への 合性審査を必要とする場 方 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場 合	1件につき	19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への 合性審査を必要とする場 合 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場 合	1件につき	19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場 ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (2) 当該申請に係る床面積が30平方	1件につき	19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場 ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場 合 (2) 当該申請に係る床面積が30平方	1件につき	19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の場合 イ法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル	1件につき	19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場 ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (2) 当該申請に係る床面積が30平方 メートルを超え、100平方メートル	1件につき	19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の場合 イ法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合ウ木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルとのもの	1件につき	19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (2) 当該申請に係る床面積が30平方 メートルを超え、100平方メートル 以内のもの	1件につき 1件につき	19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ木造の建築物に規定する場合 ウ木造の建築物に規定する場合 ウオリアートルを超え、100平方メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の アイ及びウに掲げる場合以外の アイ及びウに掲げる場合以外の アイ及びウに掲げる場合以外の	1件につき	19,680円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の場合 イ法第20条第1項第1号から第3号までに規定する場合ウ 中、大造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定とする場合ウト造の建築物に係る法する基準への適合性審査を必要とする場合 ウオ造の建築物に規定とする場合ウオ造の建築物に規定とする場合 ウオ造の建築物に規定とする場合ウオ造の建築物に規定とする場合 ウオ造の建築物に規定とする場合 ウオ造の建築物に規定とする場合 ウオ造の建築物に規定とする場合 ウオ造の建築物に規定とする場合 イン・カートルを超え、100平方メートル以内のものアイ及びウに掲げる場合以外の	1件につき	19,680円
31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の場合 イ法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合ウ木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルとのもの	1件につき	19,680円 17,000円 32,830円	31の5 法第87条の2第2項において 準用する法第86条の8第3項の規定 による既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に係 る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平 メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の 場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (2) 当該申請に係る床面積が30平方 メートルを超え、100平方メートル 以内のもの	1件につき 1件につき	19,680円 17,000円 32,830円

3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 54,120円	3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 54,120円
(3) 当該申請に係る床面積が100平 方メートルを超え、200平方メート ル以内のもの		(3) 当該申請に係る床面積が100平 方メートルを超え、200平方メート ル以内のもの	
ア イ及びウに掲げる場合以外の	1 件につき 41,440円	ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合	1 件につき 41,440円
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	1件につき 69,650円	イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	1件につき 69,650円
ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場	1件につき 62,600円	ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場	1件につき 62,600円
(4) 当該申請に係る床面積が200平 方メートルを超え、300平方メート ル以内のもの		(4) 当該申請に係る床面積が200平 方メートルを超え、300平方メート ル以内のもの	
ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合	1件につき 68,950円	ア イ及びウに掲げる場合以外の 場合	1 件につき 68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	1件につき 94,090円	イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	1件につき 94,090円
ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場 合	1 件につき 84, 420円	ウ 木造の建築物に係る法第20条 第1項第4号イに規定する基準 への適合性審査を必要とする場 合	1件につき 84,420円
(5) 当該申請に係る床面積が300平 方メートルを超え、500平方メート ル以内のもの		(5) 当該申請に係る床面積が300平 方メートルを超え、500平方メート ル以内のもの	
ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	1件につき 68,950円 1件につき 94,090円	ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第 3号までに規定する基準への適 合性審査を必要とする場合	1件につき 68,950円 1件につき 94,090円
(6) 当該申請に係る床面積が500平 方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のもの	1件につき 166,540円	(6) 当該申請に係る床面積が500平 方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のもの	1件につき 166,540円
(7) 当該申請に係る床面積が1,000 平方メートルを超え、2,000平方メ ートル以内のもの	1件につき 227,430円	(7) 当該申請に係る床面積が1,000 平方メートルを超え、2,000平方メ ートル以内のもの	1件につき 227,430円
(8) 当該申請に係る床面積が2,000 平方メートルを超え、5,000平方メ ートル以内のもの	1件につき 405,930円	(8) 当該申請に係る床面積が2,000 平方メートルを超え、5,000平方メ ートル以内のもの	1件につき 405,930円

(9) 当該申請に係る床面積が5,000 平方メートルを超え、1万平方メー	1件につき	541, 350円	平方メートルを超え、1万平方メー	1件につき	541, 350円
トル以内のもの   (10) 当該申請に係る床面積が1万   平方メートルを超え、5万平方メー	1件につき	722, 320円	平方メートルを超え、5万平方メー	1件につき	722, 320円
トル以内のもの (11) 当該申請に係る床面積が5万 平方メートルを超えるもの	1 件につき 円	1, 162, 740	トル以内のもの (11) 当該申請に係る床面積が5万 平方メートルを超えるもの	1 件につき 円	1, 162, 740
31の6 法第87条の3第6項の規定に 建築物の用途 よる建築物の用途を変更して1年以 を変更して興 内の期間を定めて、興行場等として使行場等として 用する場合の制限の緩和に係る許可 使用する場合			31の6 法第87条の3第6項の規定に 建築物の用途 よる建築物の用途を変更して1年以 を変更して興 内の期間を定めて、興行場等として使行場等として 用する場合の制限の緩和に係る許可 使用する場合		
の申請に対する審査 (1) 使用する期間が3箇月以内の場に係る許可申 合 請手数料(使) (2) その他の場合 期間1年以内		64, 260円	の申請に対する審査の制限の緩和	1件につき	64, 260円
31の7 法第87条の3第7項の規定に 建築物の用途 よる建築物の用途を変更して1年を を変更して興 超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として	1件につき	128, 350円 171, 360円	31の7 法第87条の3第7項の規定に 建築物の用途 よる建築物の用途を変更して1年を を変更して興 超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として		128, 350円 171, 360円
行場等として使用する場合の制限の   使用する場合   緩和に係る許可の申請に対する審査   の制限の緩和に係る許可申   請手数料(使序 期間1年超)	Ħ		行場等として使用する場合の制限の 使用する場合 緩和に係る許可の申請に対する審査 の制限の緩和 に係る許可申 請手数料(使用 期間1年超)		
32 法第87条の4において準用する法 建築設備確認 第6条第1項の規定による建築設備 申請手数料 の確認の申請に対する審査			32 法第87条の4において準用する法 建築設備確認 第6条第1項の規定による建築設備 申請手数料 の確認の申請に対する審査		
(1) 建築設備を設置する場合 ((2) に掲げる場合を除く。)	1 件につき	24,630円		1件につき	24,630円
(2) 確認を受けた建築設備の計画の 変更をして建築設備を設置する場 合	1件につき	17, 130円		1件につき	17, 130円
33 法第87条の4において準用する法 建築設備完了 第7条第1項の規定による建築設備 検査申請手数 の完了検査申請に対する検査 料	1件につき	33, 200円	第7条第1項の規定による建築設備 検査申請手数 の完了検査申請に対する検査 料	1件につき	33, 200円
34 法第88条において準用する法第6   工作物確認申   条第1項の規定による工作物の確認 請手数料   の申請に対する審査			34 法第88条において準用する法第6   工作物確認申   条第1項の規定による工作物の確認   請手数料 の申請に対する審査		
(1) 工作物を築造する場合 ((2)に掲 げる場合を除く。)	1 件につき	39,620円		1件につき	39,620円
(2) 確認を受けた工作物の計画を変 更をして工作物を築造する場合	1件につき	27,840円	(2) 確認を受けた工作物の計画を変 更をして工作物を築造する場合	1件につき	27,840円
35 法第88条において準用する法第7 工作物完了検   条第1項の規定による工作物の完了 査申請手数料   検査申請に対する検査	1件につき	40,690円		1件につき	40,690円
36 法第87条の4において準用する法   国等建築設備	32の項に定め	りる額	36 法第87条の4において準用する法   国等建築設備	32の項に定め	うる額

	→ M// dat			-1 Wb.		
	恩手数料		第18条第3項の規定による国等の類			
築設備の設置等に関する通知に対す			築設備の設置等に関する通知に対す	•		
る審査			る審査			
37 法第87条の4において準用する法 国等	F建築設備 33の項に定める	額	37 法第87条の4において準用する法	国等建築設備	33の項に定める額	
第18条第21項の規定による国等の建 完了			第18条第21項の規定による国等の類		, , , _ , _ , , , , , , , , , , , , , ,	
製設備の完了検査料			築設備の完了検査	料料		
	F工作物確 34の項に定める	嫍	38 法第88条において準用する法第1	国等工作物確	34の項に定める額	
条第3項の規定による国等の工作物 認手		115	条第3項の規定による国等の工作物		の主が分類に足のの情	
の設置等に関する通知に対する審査	- 数7/17		の設置等に関する通知に対する審査			
	マナルサーのこのではった。	也工			05の頃にウはフ姫	
	等工作物完 35の項に定める	領	39 法第88条において準用する法第1		35の項に定める額	
	食査手数料		条第21項の規定による国等の工作物	了検査手数料		
の完了検査			の完了検査			
40 令 <u>第137条の12第6項</u> の規定による建築		28,910円	40 令 <u>第137条の12第11項</u> の規定によ		1 件につき 28,910	)円
	道路との関		大規模の修繕又は大規模の模様替の			
制限の緩和に係る認定の申請に対す 係の	制限の緩		制限の緩和に係る認定の申請に対す	係の制限の緩		
	「係る認定		る審査	和に係る認定		
	<b>手</b> 数料			申請手数料		
41 令第137条の12第7項の規定による道路		28,910円	41 令第137条の12第12項の規定によ		1件につき 28,910	)田
大規模の修繕又は大規模の模様替のる建	整築の制限	20,010,3	大規模の修繕又は大規模の模様替の	る建築の制限	111(12)	. 1 3
	受和に係る		制限の緩和に係る認定の申請に対す			
	至申請手数		る審査	認定申請手数		
公田日	上中明于数			心足中用于数		
	さけかの 5枚 まご 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	00 010III	40	77+85-14-014-1	1 1417 0 2 00 010	лп
42 今第137条の16第2号の規定による建築		28,910円	42 今第137条の16第2号の規定によ		1件につき 28,910	川
	別限の緩和		移転の制限の緩和に係る認定の申請	の制限の緩和		
	る認定申		に対する審査	に係る認定申		
[[ 請手	三数料			請手数料		

附 則 この規則は、令和7年11月1日から施行する。